

議会議案第1号

新型インフルエンザ対策充実に関する意見書

近年、従来のインフルエンザウイルスと鳥インフルエンザウイルスが、人や豚の体内で混じり合って遺伝子が組み換わるなどにより、人から人へ感染する新型インフルエンザ発生の危険性が高まっている。このウイルスは、強い感染力があり、流行すると多数の死者が出る恐れが指摘されている。

現在、政府では、新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、国内で流行した場合の感染者予測を始め、各省庁の連携、地方自治体、医療機関、社会福祉施設、公共交通機関、マスメディア、企業及び国民等の協力を得つつ各種ガイドラインやマニュアルをもとに具体的な対応をとっていくとしている。

しかしながら、新型インフルエンザの出現時期を正確に予知することは困難であり、その出現そのものを阻止することは不可能とされている。

よって、国におかれては、同行動計画を早急に関係機関に広く周知するとともに、国内への感染防止に全力をあげ、発生した場合の治療方法等の確立を図り、治療薬「タミフル」についても、国家的な備蓄の確保と流通管理システムの構築を図るなど、早期対応により、国民への健康被害を最小限にとどめるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月14日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第2号

建設国保組合の安定運営に関する意見書

建設投資が、ピーク時の60%台にまで落ち込んだ中で、建設労働者は、仕事の確保に追われており、ようやく仕事を見つけても、賃金引き下げや不払いなど、苦境に立たされ続けている。

このように賃金・労働条件が不安定な建設現場で働く建設労働者は、休業時の収入が保障されていない場合が多く、病気やケガで仕事ができなくなれば、即収入の道が断たれてしまう。まして長期間の入院・療養生活ともなれば、医療費などの費用負担も増大するため、休業補償としての傷病手当金などが支給される建設国保は必要不可欠な制度である。

また、建設国保は建設業の就労実態に即した保険者運営を心がけており、組合員も高い保険料率を維持し、労災の紛れ込みを防止するなど医療費の適正化に向けた努力を行っている。

よって、国におかれては、保険者機能が十分発揮でき、結果として医療費の上昇をある程度抑制することができる組合方式の建設国保について、今後とも安定した運営が続けられるよう、十分に配慮されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月14日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

違法伐採問題への対応強化を求める意見書

森林は、森林資源の供給、水源のかん養、山地災害の防止、地球環境の保全など国民生活に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

近年、地球温暖化問題が人類の生存基盤を揺るがす重大な環境問題となっており、本年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において、森林には、二酸化炭素吸収源として重要な役割が課せられ、今後、これを確実なものとするため、「森林・林業基本計画」に基づく計画的な森林の整備が強く求められている。

しかしながら、我が国の森林・林業・木材産業については、国産材の需要・価格の低迷、林業労働力の減少等により林業生産活動が停滞し、間伐を始めとする森林の整備・保全が十分に行われなくなってきており、森林本来の役割が果たされなくなることが強く危ぶまれている。

このような中で、ロシアやインドネシアなどで横行している違法伐採は、我が国の森林・林業・木材産業に深刻な影響を及ぼす問題となっているばかりでなく、国際的にも問題となっており、先のイギリスでのサミットにおいても大きく取り上げられたところである。

違法伐採は、森林の減少・劣化による環境破壊や地球温暖化を加速させるばかりか、違法伐採木材の貿易により、国際的に木材価格を下落させ、輸入国の持続可能な森林経営をも阻害する。また、輸入材の約2割ともいわれる違法伐採木材の流入により、我が国の林業が被っている影響は計り知れない。

よって、国におかれては、違法伐採木材の輸出入規制に関する国際的な取組・協力など、違法伐採問題への対応をさらに強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月14日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
外務大臣		
農林水産大臣		
経済産業大臣		
環境大臣		
林野庁長官		
内閣官房長官		

石川県議会

改造エアガン対策の強化を求める意見書

今年、通りすがりの者や対向車両などに対して改造エアガンにより発砲するという事件が相次いで発生し、大きな社会問題となった。エアガン自体は違法ではなく、所持も違法ではないが、改造により威力を増すことによって大変危険な武器や凶器ともなる。

警察庁は事件の続発を受けて、10月11日、各都道府県警察に対して、改造エアガンに対する取り締まりの強化等の通達を出したところである。

しかしながら、インターネットを通じて改造エアガンそのものや、改造のための部品入手、さらには改造方法などの情報の入手が容易になっていることから、単に警察による取り締まりの強化のみならず、プロバイダーやサイト運営者に対しては、改造エアガンの出品や情報提供に関する自主規制を促すとともに、エアガンを扱う業界団体に対しても、改造防止のための自主規制を促すことが必要となっている。

また、青少年への影響を考え、エアガンの適正な遊戯方法などに関する広報を行うことも求められている。

よって、国におかれては、多角的、総合的に改造エアガンによる事件の再発防止に全力を挙げるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月14日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		
経済産業大臣		
国家公安委員会委員長		
内閣官房長官		

石川県議会